

平成28年10月4日から平成29年3月31日まで

- 3 作業地域
姫路市の一部



兵庫県告示第574号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年6月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成28年3月22日から同年4月30日まで
- 3 作業地域
西宮市高木東町及び荒木町



兵庫県告示第575号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年6月3日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成28年6月3日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月3日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 切畑猪名川線	宝塚市切畑字堂ノ前23番1から 川辺郡猪名川町猪淵字大岩7番1まで	旧	3.0から 24.0まで	2,960.0	
		新	8.0から 52.0まで	2,762.0	一部 予定地

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成28年6月3日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
電子入札システム及び入札参加資格審査システムに係るトータルサポート契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社神戸支社 神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号

- 5 随意契約に係る契約金額
105,494,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(c)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成28年6月3日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
土木基幹業務に使用する機器の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社神戸支社 神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号
- 5 随意契約に係る契約金額
60,487,692円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(c)による。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年6月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アスパ高砂ショッピングセンター
所在地 高砂市緑丘二丁目1番40号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
高砂商業振興株式会社	高砂市緑丘二丁目1番40号	都倉達殊
高砂北部開発株式会社	高砂市緑丘二丁目1番40号	後藤俊哉
- 3 変更事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
ア 変更前

名称	代表者の氏名
高砂商業振興株式会社	渡邊健一

高砂北部開発株式会社 師 井 昭 造
イ 変更後

名称 代表者の氏名
高砂商業振興株式会社 都 倉 達 殊
高砂北部開発株式会社 後 藤 俊 哉

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名
イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 村 井 正 平
株式会社三杉屋 神戸市東灘区深江浜町164番地 杉 本 光 晴
株式会社未来屋書店 千葉市美浜区中瀬一丁目6番地 中 山 章
外34者

イ 変更後

名称 住所 代表者の氏名
イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 岡 崎 双 一
株式会社タカラブネのぐち 加古川市平岡町新家1126番地の25 野 口 進
株式会社未来屋書店 千葉市美浜区中瀬一丁目6番地 羽 牟 秀 幸
外31者

4 変更年月日

平成27年10月22日ほか

5 届出年月日

平成28年5月13日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年6月3日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年10月3日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパービバホーム伊丹店
所在地 伊丹市鴻池一丁目304番2ほか

2 同法第8条第1項の規定により伊丹市から聴取した意見の概要

- (1) 来店車両の場内通行の円滑化を確保するため、また、ピーク時には周辺道路における交通混雑がないよう、必要に応じて誘導員を配置して交通誘導、交通整理を行うなど交通流の円滑化の確保を図ること。
- (2) 来店車両が周辺道路に滞留するなど、慢性的に駐車台数が不足する場合は、速やかに必要な措置を講じること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年6月3日から1月間



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 センチュリーガーデンフレスポ

所在地 三田市けやき台一丁目7番

2 同法第8条第1項の規定により三田市から聴取した意見の概要

(1) 青少年健全育成に関すること

青少年健全育成の観点から、店舗の屋内外について、専属警備員に巡回・巡視させるなど、不測の事態に備え、未成年の不法行為・たむろ・喫煙などの未然防止策を講じ、その処理に当たっては、警察など関係機関との連携を密にし、対処すること。

(2) 騒音、振動等に関すること

騒音規制法、振動規制法、環境の保全と創造に関する条例により特定施設として定められている騒音・振動等を発生する機械について設置等をする場合は市環境・省エネ推進課まで届出をすること。

(3) 廃棄物に関すること及びごみ対策に関すること

ア 廃棄物処理法第3条（事業者の責務）の規定に基づき、事業系一般廃棄物の適正処理、減量化・資源化を推進するとともに、市の減量化・資源化施策へ協力すること

イ 三田市の「事業系ごみの適正処理・減量化ハンドブック」を確認し、事業系一般廃棄物の適正処理に努めること。

ウ 事業活動に伴って生じた廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を廃棄物処理法、各リサイクル法に基づき事業者の責任において適正に処理すること。

エ 事業系一般廃棄物の排出量が一定の規模（3トン／月）以上となる場合は減量計画書の提出及び廃棄物管理責任者の届出を行うこと。

オ 事業所の自主的な取組みとして資源物の店頭回収について積極的に推進すること。

(4) 建築規制等に関すること

三田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例において、届け出た事項を変更しようとする場合、変更の届出をすること。

(5) 消防設備に関すること

駐車場の収容台数の変更により、消防活動に支障が生じないように利用者に対する駐輪・駐車ルールの徹底と警備員等による駐輪・駐車車両の整理整頓の実施をすること。また、来店車両が円滑に入庫できないことにより周辺道路が混雑し、災害発生時に緊急車両の通行障害が発生しないようにすること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年6月3日から1月間

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定及び取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説

会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成28年6月3日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

表姫路市の項中

「

姫路市家島保健福祉サービスセンター	姫路市家島町宮2169
姫路市すがの市民センター	姫路市夢前町塚本225—1
姫路市あざみ市民センター	姫路市夢前町苅野326—3

」

を

「

姫路市家島保健福祉サービスセンター	姫路市家島町宮2169
-------------------	-------------

」

に、

「

姫路市立図書館併設ネスパル安富ホール	姫路市安富町安志1151
--------------------	--------------

」

を

「

姫路市立図書館併設ネスパル安富ホール	姫路市安富町安志1151
姫路市北部市民センター	姫路市夢前町前之庄2160

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設として既に指定した施設に関し、指定内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成28年6月3日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

「

医療法人社団 健心会 北都病院	同 市北区山田町下谷上字門口10—3
-----------------	--------------------

」

を

「

医療法人社団 健心会 神戸ほくと病院	同 市北区山田町下谷上字梅木谷37—3
--------------------	---------------------

」

に改め、同表加古川市の項中

「

|

磯病院	同 市八幡町下村1353
-----	--------------

」

を

「

|

医療法人社団 栄徳会 加古川磯病院	同 市八幡町下村1353
-------------------	--------------

」

に改める。